

天龍村地球温暖化防止  
実行計画



**みんなで  
頑張ろう！**

平成19年11月

長野県天龍村

## — 目 次 —

### 第 1 章 実行計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題 . . . . . 3
- 2 実行計画策定の背景 . . . . . 3

### 第 2 章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的 . . . . . 3
- 2 計画の期間 . . . . . 3
- 3 数値目標の基準年度 . . . . . 3
- 4 計画の対象とする温室効果ガス . . . . . 3
- 5 計画の対象とする事務・事業の範囲 . . . . . 4

### 第 3 章 温室効果ガス排出量

- 1 基準年度の排出量 . . . . . 4
- 2 排出量の算定方法 . . . . . 4

### 第 4 章 温室効果ガス総排出量の削減目標

- 1 温室効果ガスの排出削減目標 . . . . . 5

### 第 5 章 目標実現のための取り組み

- 1 取り組み内容
  - (1) 省エネルギーの推進 . . . . . 5
  - (2) 新エネルギーの導入 . . . . . 6
  - (3) 省資源・ごみの減量化 . . . . . 6
  - (4) グリーン購入の推進 . . . . . 7
  - (5) 庁舎・敷地の環境美化等 . . . . . 7

### 第 6 章 見直し・公表等

- 1 研修・意識啓発等 . . . . . 7
- 2 見直し . . . . . 7
- 3 公表 . . . . . 7

## 第 1 章 実行計画策定の背景

### 1 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響。⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及び部可能性が指摘されています。

### 2 実行計画策定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に対し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。

## 第 2 章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

村自らが消費者・事業者であることの認識の下、村が実施する全ての事務・事業に対し、地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して行うことにより、直接的な温室効果ガスの排出を抑制するほか、環境に配慮した施策の広がりによる間接的な抑制効果も期待します。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 カ年とします。

### 3 数値目標の基準年度

実行計画の数値目標の基準年度は平成 16 年度とします。

### 4 計画の対象とする温室効果ガス

対象となる温室効果ガスは法律で定められた 6 種類のガスがありますが、本実行計画では二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

## 5 計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、村が実施する事務・事業全般とし、村が事業者や公益法人等に委託して行う事業から発生する温室効果ガスは対象外とします

## 第3章 温室効果ガス排出量

### 1 基準年度の排出量

実行計画の数値目標の基準年度となる平成16年度の村の事務・事業における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は以下のとおりです。

| 主な排出要因 |         |             |             | 消費量 | 陰湿効果ガス排出量<br>(kg－CO <sub>2</sub> ) | 割合<br>(%)     |         |
|--------|---------|-------------|-------------|-----|------------------------------------|---------------|---------|
| 二酸化炭素  | エネルギー消費 | 購入電力        |             | kWh | 976,584.00                         | 542,004.120   | 45.461  |
|        |         | 化石燃料        | 灯油          | L   | 29,945.10                          | 74,621.093    | 6.259   |
|        |         |             | 重油          | L   | 167,000.00                         | 452,508.210   | 37.954  |
|        |         |             | 液化石油ガス(LPG) | kg  | 17,792.24                          | 47,407.673    | 3.976   |
|        |         |             | ガソリン        | L   | 14,114.03                          | 32,767.979    | 2.748   |
|        |         |             | 軽油          | L   | 16,382.59                          | 42,930.905    | 3.601   |
|        |         |             | 一般炭         | kg  |                                    | 0.000         | 0.000   |
|        |         | 化石燃料合計      |             |     |                                    | 650,235.859   | 54.539  |
|        |         | その他         | 熱供給         | MJ  |                                    | 0.000         | 0.000   |
|        |         |             |             |     |                                    | 0.000         | 0.000   |
|        |         |             | その他合計       |     |                                    |               | 0.000   |
|        |         | 温室効果ガスの総排出量 |             |     |                                    | 1,192,239.979 | 100.000 |

平成16年度（2004年度）における温室効果ガスの総排出量

1,192,239.979 (kg-CO<sub>2</sub>)

### 2 排出量の算定方法

実行計画の温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成19年3月環境省地球局）に基づいて算定します。

## 第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

### 1 温室効果ガスの排出削減目標

村の事務・事業における温室効果ガス総排出量の削減目標を次のように設定します。

**平成23年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）を平成16年度排出量に比べ6%削減します。**

## 第5章 目標実現のための取り組み

### 1 取り組み内容

#### （1）省エネルギーの推進

##### ア 電気使用量の削減

###### 【具体的な取り組み】

- ・勤務時間前、昼休憩時間の消灯の徹底やトイレ、給湯室の不要時・不要場所の消灯に努めます。
- ・時間外勤務の縮減に努めることはもちろん、時間外在庁時には、必要箇所のみの点灯とします。
- ・パソコンやプリンターなどのOA機器は休憩時、未使用時の電源オフを徹底します。
- ・コピー機の使用は最小限とします。
- ・エレベーターの利用を控えます、また勤務時間外は運転を休止します。
- ・照明設備更新時には、省エネ型インバーター照明を導入します。

##### イ 燃料使用量の削減

###### 【具体的な取り組み】

- ・空調運転は冷房が室温29℃を超えた場合又は不快指数7.8以上で、暖房は室温15℃以下である場合のみ使用する。
- ・空調稼働時には窓や扉を閉めておきます。
- ・夏季のノー上着・ノーネクタイ等軽装勤務、冬季の1枚重ね着を推進します。
- ・時間外における空調設備は特別なことが無い限り運転しません。
- ・職員はエレベーターの利用を極力控えます。
- ・施設の改修時には、複層ガラスや遮熱フィルムによる断熱効果の高い設備の取入れを検討します。

##### ウ 公用車の省エネルギー

###### 【具体的な取り組み】

- ・公用車の使用時にはアイドリングストップ等省エネ運転を徹底し、走行時には不要な荷物の積載を控えます。
- ・用務を調整して、公用車の共同利用、効率的利用に努めます。
- ・公共交通機関を積極的に利用し、公用車の利用を控えます。

## (2) 新エネルギーの導入

- ・新築、改築する施設・設備への導入を検討します。

## (3) 省資源・ごみの減量化

### ア 水道使用量の削減

#### 【具体的な取り組み】

- ・歯磨きにコップを利用したり、手洗い、食器洗い、公用車の洗車等における水の流しっぱなしをやめるなど、日常的に節水に努めます。

### イ 用紙類の削減

#### 【具体的な取り組み】

- ・両面コピーや両面印刷の徹底、ミスコピーの防止、新聞コピーの削減に努めます。
- ・会議資料、報告書等は簡素化を図り、必要最小限なページ数、部数とします。
- ・プリンターやファックス、コピー機周辺に裏紙専用箱を用意し、片面使用用紙やミスコピー紙の再利用に努めます。
- ・送付文書、ファックス送信票はできるだけ省略します。
- ・紙類の分別収集を徹底するため、事務室内に「古紙回収ボックス」を設置しリサイクルに努めます。

### ウ 廃棄物の減量とリサイクル

#### 【具体的な取り組み】

- ・使い捨て容器等の購入、利用をできるだけ控えるとともに、簡易包装、ノーレジ袋（マイバック持参）を実践します。
- ・物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰め替え可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理により長期的な利用を図ります。
- ・リサイクルボックス等を設置して、資源ゴミの分別収集を徹底します。

## (4) グリーン購入の推進

### ア 文具類・電化製品等の購入

#### 【具体的な取り組み】

- ・購入する物品等については再生品やエコマーク製品等の環境配慮型製品を優先して購入するよう努めます。

- ・消費電力の少ないＯＡ機器や電化製品を購入します。

#### イ 印刷物の発注

- ・印刷物の発注に当たっては、再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度等を記載するように努めます。

#### ウ 低燃費・低公害車の導入

- ・公用車の更新、購入に当たっては、ハイブリット車等の低公害・低燃費車の導入を優先します。

### (5) 庁舎・敷地の環境美化等

#### ア 庁舎敷地内の緑化の推進と周辺の環境美化

##### 【具体的な取り組み】

- ・庁舎敷地内において可能な限り、緑地を確保します。
- ・敷地内や周辺道路等の清掃を率先して行い、地域の環境美化に努めます。

## 第6章 見直し・公表等

### 1 研修・意識啓発等

本計画の取り組み内容について周知徹底を図り、環境保全に対する意識の向上を図ります。

### 2 見直し

事務・事業の動向や取組状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

### 3 公表

事務・事業による温室効果ガスの排出量や取組状況等について、ホームページ等により公表します。